

HOME'Sメンバーズカード会員規約

第1条(会員資格)

会員とは、本規約を承認の上、株式会社ネクスト(以下、「甲」という)及び楽天カード株式会社(以下、「乙」という)が認め乙が審査のうえ加盟申込みを承認した株式会社ネクストの系列店(以下、「甲等」という)もしくは乙に入会の申込をされ、乙が入会を認めた方をいいます。

第2条(メンバーズカードの利用方法)

- (1) 会員は、甲等について、乙が甲等を通じて交付する会員証を提示し、乙所定のメンバーズカード売上表に署名を行うことにより家賃決済サービス提供を受けることができます。(以下、「メンバーズカード」という)但し、乙が特に認めた場合は、会員証の提示を省略することなどにこれに代わる方法を取る場合があります。
- (2) 会員は、メンバーズカードの利用代金を乙が会員に代わって甲等に立替払することを乙に委託するものとし、メンバーズカードの利用代金及び手数料(以下、「支払金」という)を乙に支払うものとし、

第3条(利用可能額)

- (1) メンバーズカードの利用可能額は、乙が審査し決定した額までとします。尚、会員は乙が認めた場合を除きこれを超えてメンバーズカードの利用はできないものとします。
- (2) メンバーズカードの利用可能額は、乙が会員の利用状況、第10条に定める会員の再審査の結果、その他の事情を勘案して、必要に応じて増額または減額できるものとします。

第4条(年会費)

年会費は無料とします。

第5条(お支払)

メンバーズカードの支払金、その他規約に基づく会員の乙に対する一切の支払債務(以下、これらを総称して「支払金等」という)を毎月末日に締切り、あらかじめ約定した乙の指定する金融機関の預金口座振替により翌月27日(日祭日の場合、翌営業日)にお支払いいただきます。

第6条(支払債務の充当順位)

会員の支払った金額が本規約及びその他の契約に基づき乙に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして乙が適当と認める順序、方法によりいずれの債務に充当しても異議ないものとします。

第7条(費用等の負担)

- (1) 会員は、支払いを遅滞したことにより乙が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として1回につき210円(うち税10円)、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき210円(うち税10円)を別に支払うものとします。
- (2) 会員は、口座振替以外の方法で支払債務を支払うときは、送金手数料を負担するものとします。
- (3) 会員は、支払金等の支払遅延等、会員の責に帰すべき事由により乙が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,050円(うち税50円)を別に支払うものとします。
- (4) 会員は、乙より第9条(1)①に基づく書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用を負担するものとします。
- (5) 会員が当社に支払う費用等について、公租公課が課される場合、または公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、会員は、当該公租公課相当額または当該増額分を負担するものとします。

第8条(メンバーズカードの支払金の支払方法)

メンバーズカードの支払方法は、1回払のみとします。

第9条(会員の都合による脱会)

会員の都合により脱会する場合は、乙宛その旨の届出を行い支払金等の未払債務を完済された時をもって脱会するものとします。

第10条(会員の再審査)

当社は、会員の適格性について入会後定期、不定期の再審査を行うことがあります。この場合、会員は、当社から請求があれば求められた資料などの提出に応じるものとします。

第11条(期限の利益の喪失)

- (1) 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- ① 支払期日に支払金の支払を遅滞し乙から催告されたにもかかわらず、相当期間内に支払わなかったとき。
 - ② 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払を停止したとき。
 - ③ 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立てまたは滞納処分を受けたとき。
 - ④ 破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき、又は自らこれらの申立てをしたとき。
 - ⑤ 商品や権利の購入または役務の受領が会員にとって商行為(業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約を除く)となる場合で会員が分割支払金の支払を1回でも遅滞したとき。
 - ⑥ 商品(権利も含む。以下同じ)の質入れ、譲渡、賃貸その他乙の所有権を侵害する行為をしたとき。
- (2) 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、乙の請求により本規約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- ① 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
 - ② その他会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第12条(会員資格の喪失)

乙は会員が第11条(1)①から⑥まで及び(2)①から②までのいずれかに該当したときは、会員資格を喪失させることができるものとします。

第13条(届出事項の変更)

- (1) 会員は、乙に届出た住所、氏名、勤務先、指定口座等について変更があった場合には、所定の届出書により届出するものとします。
- (2) 会員は、(1)の通知を怠った場合、乙からの通知又は送付書類等が延着又は不到着となっても、乙が通常到着すべきときに到着したものとみなすことに異議ないものとします。ただし、(1)の住所、氏名の変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第14条(遅延損害金)

会員がメンバーズカードの支払金を遅滞した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額以下の年率(1年を365日とする日割計算、以下同じ)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、商行為となる場合を除く。

第15条(住民票取得等の同意)

会員は、本申込に係る審査のため若しくは途上管理に係る審査のため若しくは債権管理のために、当社が必要と認めた場合には、会員及び連帯保証人予定者の住民票等を当社が取得し利用することに同意するものとします。

第16条(規約の変更)

本規約を変更する場合は、あらかじめ会員に変更事項を通知いたします。尚、通知書到着後会員がメンバーズカードを使用した時は、会員は変更内容を承認したものとみなされることに異議ないものとします。

第17条(合意管轄裁判所)

会員は、本契約について紛議が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず会員の所在地、購入地、契約地、又は乙の本社、各支店、営業所を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

以上

HOME'Sメンバーズカード会員特約

第1条(立替払)

- (1) 会員は、賃貸人との間で締結をした賃貸借契約に基づき、発生する賃料その他一切の債務(敷金・礼金・保証金は除き、以下「賃貸借等」という)を、乙が立替払することを委託し、乙はこれを受託するものとします。なお、賃貸借等の集金を甲等(以下、これらを「集金者」という)に指定されている場合には、会員は、乙が甲等に立替払をするものとします。
- (2) 前項のほかには、会員が賃貸人との間で締結をした賃貸借契約の賃貸物件における水道・ガスその他の使用料金(以下、「水道・ガス料金等」という)を立替払の対象とすることができるものとし、その場合、会員は乙に対し水道・ガス料金等の立替払を委託するものとします。なお、この場合の立替払